

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年3月28日

【会社名】 京葉瓦斯株式会社

【英訳名】 KEIYO GAS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 羽 生 弘

【本店の所在の場所】 千葉県市川市市川南二丁目8番8号

【電話番号】 047 - 325 - 4111

【事務連絡者氏名】 総務部総務グループマネージャー 青 木 順 一

【最寄りの連絡場所】 千葉県市川市市川南二丁目8番8号

【電話番号】 047 - 325 - 4111

【事務連絡者氏名】 総務部総務グループマネージャー 青 木 順 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年3月27日開催の当社第134期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金25円

2 剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 定款第21条に定める取締役の任期を2年から1年に短縮する。

(2) 上記の変更に伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、菊池節、羽生弘、丸山京治、山浦信介、江口孝、船木隆志、古市聖一、安田明洋、前川渡及び森隆男を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、小井澤和明を選任する。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに取締役及び監査役に対し退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任取締役小井澤和明及び退任監査役磯村章吾に対し、退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれ一任する。

また、役員退職慰労金制度廃止に伴い、第3号議案の承認により再任された取締役10名並びに任期中の監査役3名に対し、本定時株主総会の終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給することとし、その支給の時期は、取締役または監査役を退任する時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任する。

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を月額2,200万円以内（うち社外取締役分は月額100万円以内）、監査役の報酬額を月額400万円以内と改める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	102,488個	223個	0個	99.783%	可決
第2号議案	102,702個	9個	0個	99.991%	可決
第3号議案					
菊池 節	102,685個	26個	0個	99.975%	可決
羽生 弘	102,693個	18個	0個	99.982%	可決
丸山 京治	102,693個	18個	0個	99.982%	可決
山浦 信介	102,693個	18個	0個	99.982%	可決
江口 孝	102,693個	18個	0個	99.982%	可決
船木 隆志	102,693個	18個	0個	99.982%	可決
古市 聖一	102,693個	18個	0個	99.982%	可決
安田 明洋	102,693個	18個	0個	99.982%	可決
前川 渡	102,682個	29個	0個	99.972%	可決
森 隆男	102,690個	21個	0個	99.980%	可決
第4号議案					
小井澤 和明	102,693個	18個	0個	99.982%	可決
第5号議案	99,872個	1,191個	1,648個	97.236%	可決
第6号議案	102,663個	48個	0個	99.953%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・ 第1号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・ 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・ 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・ 株主総会当日に出席した株主の賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数は、閉会後における当該株主からの議決権行使結果確認票の提出による確認に基づくものであり、必ずしも採決時に行使された議決権の数を表しているとは限りません。